

国立大学法人広島大学における契約情報の公表基準

広島大学財務会計処理細則5－9「随意契約情報の公表基準について」

1. 趣旨

この細則は、会計規則第34条の規定に基づき、業務の公共性及び運営の透明性を確保するため、契約担当職(分任契約担当職を含む。以下同じ。)が締結する随意契約の公表基準について必要な事項を定めるものとする。

2. 内容を公表する随意契約

契約担当職は、予定価格が1,000万円を超える随意契約について公表するものとする。

3. 公表する事項

契約担当職は、次の各号に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
- (2) 契約担当職の氏名
- (3) 随意契約を締結した日
- (4) 随意契約の相手方の氏名及び住所
- (5) 随意契約に係る契約金額
- (6) 随意契約によることとした理由

4. 公表の時期等

- ①公表は、随意契約を締結した日の翌日から起算して72日以内とする。
- ②公表期間は、随意契約を締結した日の翌日から起算して1年が経過する日までとする。

5. 公表の方法

契約担当職は、随意契約について広島大学ホームページに掲載する方法により公表するものとする。

6. 内容を公表しない随意契約

広島大学の行為を秘密にする必要があるもの及び預り金として管理する経費における契約については、公表の対象としないものとする。

* この細則は、平成18年7月1日から施行し、平成18年4月1日以降に締結する契約から適用する。

広島大学工事請負契約細則1－11「工事等入札手続き等について」(抄)

17. 情報公開

- ② 工事に係る入札・契約の過程、契約の内容に関する公表については、「平成19年9月19日付け 文教施設企画部長会計課長通知 19文科施第223号(工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する情報の公表について)」を準用する。